

## 精液・受精卵の保管には、 家畜人工授精所の開設許可が必要です！

家畜改良増殖法では、家畜人工授精所を開設していない方（家畜人工授精師・獣医師含む）は、自らの雌畜に利用する場合を除き、精液等を保管することが認められていません。

### 家畜人工授精所の開設許可が必要な者

業務内容	実施者等	家畜人工授精所の開設の許可
精液・受精卵の生産	家畜人工授精師、獣医師	必要
	農家（自己利用）	不要
精液・受精卵の保管 （販売又は他者が飼養する牛に注入・移植するため）	家畜人工授精師、獣医師	必要
	農家	必要
精液・受精卵の保管 （自己が所有する牛に注入・移植するため）	農家	不要

上記の条件に該当し、家畜人工授精所を未開設の方はむつ家畜保健衛生所まで御相談ください。

# 家畜人工授精・受精卵移植業務の 適正実施について

最近、宮城県をはじめとし、沖縄県及び山口県でも和牛の血統矛盾が相次いで確認されるなど、和牛の信頼を損ねる事案が多発しています。

獣医師、家畜人工授精師の皆様は、**家畜改良増殖法を遵守し**、家畜人工授精・受精卵移植業務の適正な実施をお願いします。

## 精液証明書・受精卵証明書の適正管理

- 証明書はストローと照合できるように適切に保管すること
- 証明書裏面の「譲渡・経由の確認」欄は記入ミスや漏れがないこと

## 家畜人工授精簿への正確な記録・保管

- 家畜人工授精、受精卵移植を行った時は家畜人工授精簿に記録すること
- 家畜人工授精簿は5年間保存すること
- 注入した精液や移植した受精卵に対応した証明書は、授精証明書や受精卵移植証明書を交付する前は、家畜人工授精簿に添付すること

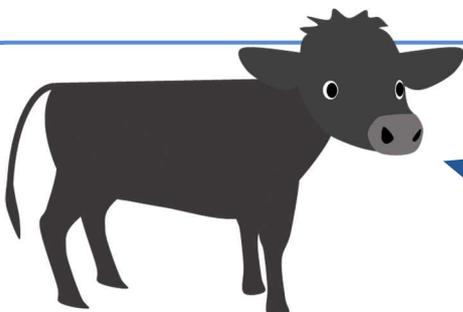
## 授精証明書・受精卵移植証明書の適切な交付

### 飼養者から交付を要求された場合

- 注入した精液や移植した受精卵に対応した証明書を添付すること
- 子牛登記上、実際に使用した精液のストローも併せて添付すること

### 交付しない場合（不受胎の場合など）

- 使用した精液や受精卵の証明書は家畜人工授精簿に添付すること



家畜改良増殖法を遵守し、  
適正に実施してください！